

令和5年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

令和5年3月3日（金）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】	1
・町民憲章朗唱	
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	1
日程第2 諸般の報告	
・例月現金出納検査の報告書の配布	
・陳情書、要望書の配布	
(1) 陳情第18号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたち を取り巻く空・水・土の安全保障を求める陳情	
(2) 要望第8号 会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書	
・出張報告	
【 町長施政方針演述 】	2
日程第3 町長施政方針演述	
【 教育長教育行政方針演述 】	12
日程第4 教育長教育行政方針演述	
【 報告第1号上程、報告 】	16
日程第5 報告第1号 町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額 を定めることに関する専決処分の報告について	

【 議案第 1 号～第21号上程、説明 】 16

- 日程第 6 議案第 1 号 令和 5 年度葛巻町一般会計予算
- 日程第 7 議案第 2 号 令和 5 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 8 議案第 3 号 令和 5 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 4 号 令和 5 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第10 議案第 5 号 令和 5 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第11 議案第 6 号 令和 5 年度葛巻町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第 7 号 令和 4 年度葛巻町一般会計補正予算（ 第 5 号 ）
- 日程第13 議案第 8 号 令和 4 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（ 第 2 号 ）
- 日程第14 議案第 9 号 令和 4 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（ 第 3 号 ）
- 日程第15 議案第10号 令和 4 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（ 第 1 号 ）
- 日程第16 議案第11号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例
- 日程第17 議案第12号 葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第13号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第14号 個人情報保護に関する法律施行条例
- 日程第20 議案第15号 情報公開及び個人情報保護審査会条例
- 日程第21 議案第16号 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 日程第22 議案第17号 職員の降給に関する条例
- 日程第23 議案第18号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第24 議案第19号 葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第25 議案第20号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて
- 日程第26 議案第21号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

【 一部事務組合議会議員の選挙 】 33

日程第27 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第28 盛岡広域環境組合議会議員の選挙

令和5年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

告示年月日	令和5年2月23日（木）					
再開年月日	令和5年3月3日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和5年3月3日（金） 開議10時00分 散会12時38分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	○
会議録署名議員	2番	遠藤 裕樹		5番	柴田 勇雄	
会議の書記	議会事務局長	檜木 幸夫		議会事務局長補佐	金子 桂子	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	松尾 さゆり
	副 町 長	觸澤 義美	まなび交流課長	大久保 栄作
	教 育 長	鹿崎 良宏	病院事務局長	大石 和人
	総 務 課 長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	触沢 誉		
農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服部 隆行			
建設水道課長	和野 康弘			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (高宮一明君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから令和5年葛巻町議会を開会します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (檜木幸夫君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。葛巻町民憲章。第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に力を合わせて、生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (高宮一明君)

ご着席ください。以上で町民憲章の朗唱を終わります。

これから令和5年葛巻町議会3月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達し

ていますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から3月14日までの12日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、遠藤裕樹君及び5番、柴田勇雄君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。初めに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、陳情第18号、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全保障を求める陳情及び要望第8号、会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。1月19日から20日まで、葛巻町議会、北岩手・北三陸横断道路整備促進要望のために東京都に出張しました。1月27日、岩手県町村議会議長会理事会のため、盛岡市に出張しました。2月6日、盛岡市市政調査会研修会のため、盛岡市に出張しました。2月17日、岩手県町村議会議長会定期総会のため、盛岡市に出張しました。

これで出張報告を終わります。

なお、令和4年葛巻町議会12月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書により、議長において議員を派遣したのはお手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、町長施政方針演述を行います。
町長。

町長（鈴木重男君）

本日、ここに令和5年葛巻町議会3月定例会議において、令和5年度における一般会計、特別会計、企業会計の各予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするに当たり、町政運営に対する私の所信と令和5年度の主要施策の概要について申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

私は、「平成」から「令和」に改元され、新たな時代が幕を開けた令和元年8月、多くの町民の皆様から温かいご支援とご信任を賜り、4期目の町政のかじ取り役を担わせていただき、現在に至るものでありますが、その任期も残すところあと5か月あまりとなりました。

4期目の任期を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症により、あらゆる場面において、大きな影響を受けたところでありましたが、町では、県内で、いち早くワクチンと接種体制を確保し、町民の皆さんの安全・安心な生活を守ってきたところであります。

また、1年前にはロシアによるウクライナ侵攻が始まり、このことにより世界的なエネルギー・食料価格の高騰、さらには円安などが、町の基幹産業である農林業にも波及し、地域経済が、より厳しさを増す状況にあります。

そうした中、「逆境のときこそ大きなチャンスをつかめる好機」と捉え、これまで築き上げてきた「葛巻らしさ」「葛巻だからできる」「葛巻にしかできない」というチャレンジ精神に磨きをかけ、創意工夫を凝らしながら多くの成果を上げることができました。

特にも、少子高齢化が進む中、町民の皆様の利便性を高めるとともに、まちのにぎわいを創出するためにコンパクトシティの視点を取り入れて整備した複合庁舎「くずま〜る」の完成は、これから町が進める地方創生の「新たな拠点」として、大きな役割を担うものであります。

このほかにもハード事業におきましては、全国的にも珍しい木製上屋が整備された大橋の建設をはじめ、高齢者福祉センター、道の駅レストラン、若者の定住対策として3つの雇用促進住宅やサテライトオフィスの整備など、町の魅力を高める社会基盤の充実に努めてまいりました。

一方で、ソフト事業におきましては、コロナ禍における地域経済活性化に向けた諸対策のほか、町の特産品を活用した「くずまき鍋」の開発、特定地域づくり事業協同組合の設立、地域みらい留学の受入れ、子育て世代の経済的負担軽減するための各種助成のほか、基幹産業である酪農と林業

の振興にも取り組んでまいりました。

中でも、地方創生と地域経済の活性化には欠かすことのできない幹線道路ネットワークの整備におきましては、北岩手・北三陸横断道路の整備促進に注力してきたところではありますが、県の新広域道路交通計画において、「構想路線」に位置づけられ、今後、早期実現に期待を寄せるものがあります。

令和5年度は、町総合計画・中期基本計画の最終年度で、後期基本計画の策定年度でもあることから、これまでの取組を振り返り重要業績評価指標（KPI）が達成できるよう、さらに充実した取組に果敢に挑戦してまいります。

あわせて、国が最重要政策として位置づけている「子ども・子育て支援の強化」、あるいは、グリーントランスフォーメーションの実現に向けた「成長志向型カーボンプライシング」、デジタルトランスフォーメーションの加速化に向けた「デジタル田園都市国家構想」などの動向にも注視しながら、特に、若い世代が未来に希望を持てる施策に取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、希望に満ちあふれた明るい未来を切り開き、町民の皆さんとともに次の世代へ引き継げる「幸せを実感できる“まち”」の創造に、より一層、精力的に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位、そして町民の皆様のご協力をお願いするものであります。

まず、町の基本的な施策の方向であります。

町総合計画・基本構想では、まちづくりの基本理念を「幸せを実感できる“まち”」として、これまで先人が築き上げてきた、大切な財産と先人のたくましい意志を受け継ぎ、町民一人一人が主役となり、自助・共助・公助の精神で、将来像として掲げる「未来を協創する 高原文化のまち」に向かい取り組んでいるところであります。

そうした中、令和5年度は「地域総合計画・中期基本計画」「第2期・町総合戦略」の最終年度となることから、これまでの取組についてしっかりと検証し、町の現状と課題を踏まえ、解決に向け取り組むべき対策等を進めてまいります。

また、計画で設定されている重要業績評価指標（KPI）の進捗状況を確認し、計画期間中の目標値達成に向け、実施する施策の関連性・必要性・緊急性を十分に検討し、明確な戦略の下総力を結集し、諸課題の解決に取り組んでまいります。

令和5年度におきましては、コロナ禍からの地域経済活動の正常化が見込まれる一方で、物価の高騰や景気後退の懸念など地域経済を取り巻く環境は、より一層厳しさを増すことが予想されます。

そうした中、若い世代はもとより、全ての町民の皆さんが「幸せを実感できる」施策を積極的に展開するとともに、きめ細やかな行政サービスの提供に一段と力を入れ、3つの基本目標の達成に向け邁進してまいります。

1つ目の「地域資源を活かす“仕事”」につきましては、基幹産業の新たな展開や商工業の経営

革新により、町民所得の向上と若者が魅力を感じる雇用の創出を図るとともに、町が持つ魅力をより一層輝かせることで、交流人口の拡大はもとより、移住・定住人口の増加を図るため、堆肥舎長寿命化修繕事業費補助、草地更新事業、起業・事業継承支援事業などに、新たに取り組んでまいります。

2つ目の「いきいきと輝き続ける“ひと”」につきましては、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、次代を担う子供たちが健やかに育ち、子供から高齢者まで、誰もが生きがいを持ち地域で活躍する郷土愛にあふれた人づくりを進めるとともに、地域産業や“まちづくり”の次代を担う人材を育成するためのおためし地域おこし協力隊業務、地域おこし協力隊インターン業務、出産応援ギフト事業、結婚新生活支援事業などに、新たに取り組んでまいります。

3つ目の「誰もが住みたくなる“まち”」につきましては、町が持つ自然、空間を大切にしながら、情報通信技術の利活用や道路交通網の整備などにより生活環境の快適性を高め、町での暮らしを求める人の流れをつくり出し、誰もが心安らぐ快適な生活を送ることができるよう、集会施設整備事業、くずま〜る周辺環境整備計画検討業務、清掃センター長寿命化修繕事業、町道役場線、下町田子線道路改良詳細設計業務などに、新たに取り組んでまいります。

あわせて、町の最重要課題である人口減少につきましては、少子化が深刻化する中、若い世

代の経済的負担を軽減し、安心して子供を産み育てられる環境の充実を図るとともに、魅力ある子育て支援策を情報発信することで、より多くの移住者・定住者を確保してまいりたいと考えております。

こうした状況を踏まえ、新たに子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の完全無償化、学校給食の完全無償化を実施するとともに、3歳児までの乳幼児を在宅保育する保護者を支援する在宅子育て支援金、計画的な園舎改築を推進する保育園新園舎建設事業に取り組んでまいります。

続きまして、令和5年度予算編成における各会計の予算規模について、ご説明申し上げます。

予算の編成に当たりましては、歳入の約8割を地方交付税等の依存財源に頼らざるを得ない財政構造にある中、歳出においては、新たな行政需要や公債費をはじめとした義務的経費の増加が見込まれております。こうした状況を踏まえ、将来を見据えた健全な財政運営に配慮しながら、限られた財源を最大限有効活用できるよう、証拠に基づく政策立案やPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出の徹底、さらにはスクラップ・アンド・ビルドの徹底などによる事業推進で、持続可能な行財政運営が図られるよう努めてまいります。

そうした中、令和5年度における一般会計の予算規模は71億4,397万円で、前年度と比較して5.5%の減であります。

歳入では、地方財政計画の基本方針のほか、国や県の施策を踏まえた事業展開を念頭に、できる限り特定財源の確保を図るとともに、自主財源の確保に努めるなどし、町税では、前年度と比較し1.4%減の5億6,646万円とした一方で、地方交付税では前年度と比較し1億2,000万円増の33億9,000万円としております。

また、性質別歳出では、普通建設事業費が16億5,172万円で、前年度比6億3,430万円、27.7%の減であります。これは庁舎等建設事業の1期工事完了による減などによるものであります。

公債費につきましては、町財政健全化に係る取組として実施する任意繰上償還費を昨年度に引き続き当初予算で計上し、前年度比7,538万円、8.7%増であります。

次に、特別会計であります。国民健康保険事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療事業の3会計の合計は11億7,776万円で、前年度比2,104万円、1.8%の増としております。

これによりまして、一般会計及び特別会計を合わせた予算総額は83億2,173万円となり、前年度比4.5%の減となったものであります。

次に企業会計の予算規模につきましてご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険病院事業会計であります。収益的収入と資本的収入の総額が11億7,469万円で、前年度比4.7%の減、収益的支出と資本的支出の総額が13億3,163万円で、前年度比0.7%の減であり、これは、病院建築費の償還に伴

う減などによるものであります。

水道事業会計につきましては、収益的収入と資本的収入の総額が2億5,835万円で、前年度比8.3%の増、収益的支出と資本的支出の総額が3億5,512万円で、前年度比5.9%の増であります。これは、馬淵川北部地区水道施設整備事業等に係る建設改良事業費の増などによるものであります。

これによりまして、企業会計全体では、収入総額が14億3,305万円で、前年度比2.6%の減、支出総額が16億8,676万円で、前年度比0.6%の増となるものであります。

続きまして、町総合計画・中期計画に掲げる3つの基本目標と4つの重点プロジェクトの達成に向け、令和5年度の主要施策の概要について、部門別の取組を申し上げます。

初めに、基幹産業の新たな展開による高収益産業の実現であります。

農業の振興につきましては、効率的かつ合理的で収益性の高い安定した農業の確立及び経営体の育成に取り組むとともに、意欲ある若手後継者や新規就農者の確保と育成を図るため、「収益性の高い農業の確立」「意欲ある担い手の確保育成」「効率的かつ合理的な畜産経営の確立」「耕畜連携等による環境にやさしい循環型農業の推進」などに努めてまいります。

農業・園芸振興の主な事業としましては、山ぶどうの栽培農家の労働力負担軽減や栽培面積の確保を図る《山ぶどう栽培振興事業》、荒廃農地

の抑制と担い手農家への農地集積を進める《農地基盤整備事業》、農業生産基盤と農業環境基盤の向上を図る《中山間地域総合整備事業・江刈地区》などに取り組んでまいります。

畜産・酪農振興の主な事業としましては、中心的な経営体の規模拡大と効率的な畜産経営を実現する《いわて地域農業マスタープラン実践支援事業》、酪農経営の機能分担を推進し経営の安定化を支援する《育成牛預託助成事業》、「牛とミルクのお仕事見学会」等を通じて酪農・畜産に携わる人材の確保を図る《基幹産業担い手確保支援事業》などに取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、森林の持つ公益的機能が十分に発揮され、森林資源の循環利用を推進するため、「公益的機能が発揮できる森林整備」「森林資源の循環利用」「生産基盤整備」「担い手の育成と所得の確保」などに努めてまいります。

主な事業としましては、適切な森林施業を推進し林業経営の安定化を図る《森林保全特別対策事業》、豪雨災害からの復旧と施設の長寿命化のための《七滝山村公園内歩道等改修工事》、健全な森林資源の維持・造成を図る《公有林整備事業》などに取り組んでまいります。

農林産物加工の振興につきましては、農林産物の6次産業化や農商工連携の取組による高付加価値化を図り、高品質な「くずまきブランド」の定着が図られるよう、「農林産物のブランド化の促進」「農林産物加工の促進」などに努めてまい

ります。

続きまして、交流・連携の強化による地域産業の育成であります。

商工業の振興につきましては、基幹産業を中心に他業種との連携や1次製品の付加価値を高めるため6次産業化など、新たな展開による地域産業の活性化を図るため、「商工業の振興」「商店街の活性化」などに努めてまいります。

主な事業としましては、新型コロナの影響により停滞している地域経済の回復を図る《経済活性化事業》、町の特産品や食の魅力を県内外に発信し地域産業の活性化を図る《特産品販売促進事業》などに取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、基幹産業を中心として、観光資源の魅力を生かした体験・滞在型観光による誘客促進と観光消費の拡大を図り、観光産業を地域経済に好循環をもたらす総合産業として確立していくため、「誘客及び滞在の促進・受入環境整備」「観光で稼ぐ」地域づくりの推進」などに努めてまいります。

主な事業としましては、町の新たな名物料理としてPRし「食」を通じた観光客の誘客を促進する《くずまき鍋事業》、地域資源を生かした多種多様なツーリズムを推進して交流人口の拡大を図る《くずまきDMO事業》、まちの駅の利便性と快適性の向上を図る《まちの駅待合室改修工事》などに取り組んでまいります。

交流・連携の推進につきましては、町が持つ様々な魅力を積極的に情報発信し、地域課題の解

決や地域活性化に向けた交流連携の推進、近隣市町村及び首都圏等の関係機関、民間団体等との連携を強化し、特色を生かした情報発信や交流事業を展開することにより、都市部からの交流人口やコミュニティを拡大し、移住・定住人口の増加につなげるため、「地域間交流の推進」「関係人口創出のための仕組みづくり」「子育てファミリー層の移住とU・Iターンの促進」「定住促進のための雇用マッチング支援」などに努めてまいります。

地域間交流の推進の主な事業としては、町外在住者の寄附による“まちづくり”への参画による「くずまきファン」の拡大を図る《ふるさと納税・ふるさと納税返礼品魅力化支援業務》、学生が町に継続的に関わることで愛着を形成し将来の移住定住人口につなげる《若者関係人口創出事業》などに取り組んでまいります。

移住・定住の促進の主な事業としては、移住希望者へ町での暮らしを体験する機会を提供し町への移住を促進する《おためし居住体験事業》《くずまき暮らし体験事業》、都市部から地域づくり人材を呼び込むための《地域おこし協力隊》などに取り組んでまいります。

続きまして、地域資源を活かした起業支援と雇用の確保であります。

起業支援と雇用の確保につきましては、企業誘致や起業支援など地域資源を生かした産業振興で若者や女性の安定した雇用創出を図るため、「就業支援の強化」「雇用環境の整備」「企業の

支援」などに努めてまいります。

主な事業としましては、町の特色ある職業の体験と地域交流によりU・Iターン就職を希望する《葛巻型インターンシップ受入業務》、新たな雇用の創出と就労機会の拡大により定住を促進する《特定地域づくり事業》《雇用促進事業》などに取り組んでまいります。

続きまして、子どもを安心して産み育てられる子育て支援であります。子育て環境の充実につきましては、子供を安心して産み育てられる、きめ細やかな支援体制を整えるため、「子育て世代包括支援体制の整備」「妊産婦及び乳幼児への健康支援」「就学前教育の充実」などに努めてまいります。

主な事業としましては、安心して子供を産み育てられる環境を整え、経済的支援を行う《マタニティライフサポート事業》、任意接種ワクチン予防接種費用の一部を助成する《くずまキッズ予防接種事業》などに取り組んでまいります。

なお、教育行政部門に関する施策につきましては、後ほど、教育行政方針でお示しをいたします。

続きまして、学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成であります。教育行政部門の施策となりますので、後ほど、教育行政方針でお示しをいたします。

続きまして、誰もが生きがいをもちながら暮らすことができる環境づくりであります。

保健・医療の充実につきましては、町民一人一人が健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みや

すい環境づくりと町民の健康を支える体制を推進し、健康寿命の延伸を図り、生活習慣病を原因とする疾病を予防し、医療費の抑制と適正化に努めるほか、町民誰もが安心して医療を受けられる体制づくりに努めるとともに、関係医療機関と連携し、地域医療の充実と救急医療の確保を図るため、「各種がん検診・特定健康診査・保健指導の充実」「感染症予防対策の推進」「地域医療の充実」「医師等の確保と育成」「医療費の抑制と適正化」などに努めてまいります。

健康づくりの推進の主な事業としては、健診受診率の向上と町民の健康維持、健康づくり意識の向上に努める《ニコちゃん健康ポイント事業》、日常からスポーツを行う習慣をつけ、生活習慣病予防等を推進する《スポーツ習慣化促進事業》などに取り組んでまいります。

医療の確保の主な事業としましては、町の医療、保健、福祉サービスを充実する専門職人材の確保を図る《看護職員等養成就学資金貸付事業》、地域包括ケアシステムの充実のため介護療養病床の転換を図る《葛巻病院病床再編検討》などに取り組んでまいります。

医療保険制度の充実の主な事業としましては、現物給付対象を高校生まで拡大をし、経済的負担軽減と医療確保を図る《子ども医療費給付事業》、県が進める国保財政運営の安定化に向けた保険料水準の統一に関する検討などに取り組んでまいります。

福祉の充実につきましては、誰もが生きがいを

持って暮らすことができる環境づくりを推進し、住み慣れた地域で、健康で安心して暮らしていただけるよう、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの整備を図るほか、障がいのある人もない人も、人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことができる環境づくりを推進するため、「町民の支え合いによる地域福祉社会の実現」「地域包括ケアシステムの整備」「健康づくり・介護予防の推進」「自立の助長及び社会参加の促進」などに努めてまいります。

地域福祉の充実の主な事業としましては、路線バスの利用が困難な高齢者などの移動を支援する《高齢者等外出支援事業》、低所得の高齢者世帯や障がい者世帯などの生活を支援する《ぬくもり助成事業》などに取り組んでまいります。

高齢者福祉の充実の主な事業としましては、高齢者の生活支援サービスの強化を図るため《配食サービス事業》などに取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実の主な事業としましては、障がい者の特性に合わせた生活支援を行う《障がい者自立支援給付事業》、障がいを持つ児童や生徒の特別支援学校への通学を支援する《特別支援学校等通学通所支援事業》などに取り組んでまいります。

続きまして、協創のまちづくりの推進であります。

協創のまちづくりにつきましては、町民と行政が共通のまちづくり目標の達成に向け、町民一人一人が考え、行動する自主自立した町民参加型の

まちづくりを推進するとともに、自治組織や地域づくり団体、NPO、ボランティア団体等が行う地域の維持や活性化を図る活動を促進・支援するため、「住民参画機会の拡大」「地域づくりを担う人材育成」などに努めてまいります。

住民参画の推進の主な事業としましては、自治会やコミュニティー組織の協創の取組を支援する《協創のまちづくり事業》などに取り組んでまいります。

地区（集落）単位のまちづくりの主な事業としまして、自治会の主体的な地域活動を支援する《自治会活動交付金》などに取り組んでまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女共同参画意識の啓発や、男女が共に活躍できる環境の整備を推進するため、「男女共同参画の意識啓発」「女性の参画拡大による男女共同参画の推進」「男女が共に支え合う環境づくり」などに努めてまいります。

続きまして、快適に暮らせる生活環境の創出であります。

生活環境の整備につきましては、町民や転入者が快適に暮らせる住環境の提供のほか、快適で安全な生活環境と衛生環境の向上を図るため、「定住促進や受入環境の整備」「空き家の利活用」「安全で安定的な水道水の確保」「生活排水処理施設の整備」「リサイクルの推進と生ごみなどの減量化」などに努めてまいります。

住環境の整備の主な事業としましては、子育て

世代の移住者の住宅取得や町内在住者の住宅取得を支援する《子育て世代移住者住宅取得支援事業》《定住対策住宅取得支援事業》、快適な住環境の実現を図るため住宅改修等を支援する《快適な住まいづくり応援事業》などに取り組んでまいります。

水道施設の整備の主な事業としまして、北部地区における老朽化した水道管更新のため《馬淵川地区水道施設整備事業》などに取り組んでまいります。

生活排水処理施設の整備の主な事業としましては、水洗化による快適で安全な生活環境を広げるための《町整備型浄化槽整備事業》《水洗化普及支援事業》、高齢者の快適な生活環境維持を支援する《高齢者世帯下水道料金使用料支援事業》などに取り組んでまいります。

環境衛生の充実の主な事業としましては、最終処分場の長期的使用に資する《最終処分場かさ上げ設計等業務》《最終処分場長寿命化修繕事業》などに取り組んでまいります。

交通・通信ネットワークの整備につきましては、住民生活を支える道路交通網の改良及び施設の長寿命化や、持続可能な地域公共交通の確保を図り、住民生活を支える利便性、安全性、快適性、効率性を向上させるとともに、情報通信基盤施設の適切な維持管理と情報通信技術の利活用を推進するため、「道路網の整備促進」「道路施設の長寿命化」「生活バス路線の維持確保」「地域情報通信基盤設備の適切な維持管理」などに努めて

まいります。

道路交通網の整備の主な事業としましては、住民が快適で安心・安全に暮らせる道路環境を形成する《町道茶屋場田子線・葛巻浦子内線・追鍋線の道路改良事業》、老朽化した道路や橋梁の修繕により安全な生活環境を確保する《道路長寿命化修繕事業》《橋りょう長寿命化修繕事業》などに取り組んでまいります。

生活交通対策の推進の主な事業としましては、バス利用者の利便性の向上と負担軽減のための《バス路線運行拡大支援対策事業》などに取り組んでまいります。

地域情報化の推進・行政情報サービスの向上の主な事業としましては、安定的にテレビ放送を配信するための《サブセンター映像配信機器更新事業》、マイナンバーカードを活用した窓口業務の効率化を図る《総合窓口システム整備事業》などに取り組んでまいります。

続きまして、自然と共生し地域の豊かな資源を活用するまちづくりであります。

自然環境の保全と土地の利活用につきましては、自然豊かな当町の環境を保全し、保護地区を選定しながら町民の健康で文化的な生活環境を確保するため、自然保護の推進「調和のとれた効率的な土地利用の推進」「適正な非農地判定の推進」などに努めてまいります。

主な事業としましては、自然災害を未然に防止することで安全な生活環境の向上を図る《河川自然災害防止対策事業》などに取り組んでまいりま

す。

再生可能エネルギーの推進につきましては、再生可能エネルギーの普及を推進し、豊かな自然を未来へつなげていくため、「再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入」「エネルギーの地産地消」「環境教育活動の支援」などに努めてまいります。

主な事業としましては、カーボン・ゼロの達成に向け先行地域の選定に係る取組となる《脱炭素先行地域計画策定業務》などに取り組んでまいります。

続きまして、こころ穏やかに安全安心に暮らせる地域社会づくりであります。

防災対策・消防・救急体制の充実につきましては、複雑多様化する各種災害に対し、迅速かつ的確に対処できる消防防災設備の充実を図るため、「消防団員確保対策」「消防防災設備の整備」「消防団員の安全装備品の整備」「地域防災力の向上」などに努めてまいります。

交通安全・防犯・青少年問題対策の充実につきましては、交通安全及び防犯意識の啓発活動と体制強化を進めるため、「交通安全思想の高揚」「防犯意識の高揚と防犯体制の充実」「青少年有害環境の浄化」などに努めてまいります。

最後に、行財政運営の合理化と広域行政の推進であります。

行財政運営の合理化につきましては、住民サービスを安定的に提供するための行財政基盤を維持するため、「安定的な財政運営」「自主財源比

率の向上」「起債発行額の抑制」「公共施設の最適化」などに努めてまいります。

主な事業としましては、公共施設等の適正管理のさらなる推進に向け《公共施設等総合管理計画改定業務》《公共施設解体撤去工事》、令和6年度の地方公営企業会計化に向け《農業集落排水事業特別会計の公営企業会計移行業務》などに取り組んでまいります。

広域行政の推進につきましては、行政サービスの向上と事務の効率化を図るとともに、地域課題の解決に向けた取組を広域的な枠組みの中で連携して推進するため、「広域市町との連携強化」「盛岡広域連携中枢都市圏構想の推進」「北岩手循環共生圏の推進」「地域間連携の推進」などに努めてまいります。

以上、令和5年度における町政運営に対する基本的な考え方と主要施策の概要について、ご説明を申し上げます。

国では、今年5月には新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが下がり、感染拡大から4年目にして大きな転換期を迎え、コロナ禍からの地域経済の持ち直しに期待感が広がっております。

一方で、物価高や人材難で先行きへの懸念が広がっている状況にもあり、経済・物価動向などを踏まえて迅速かつ柔軟な対応ができるよう万全な体制を整えておく必要があると考えております。

特にも、町の最重要課題である「人口減少」につきましては、若者世代の経済的負担の軽減のほ

か、安心して子供を産み、育てられる環境をつくるため創意工夫をしながら、地域全体で支える施策を展開してまいりたいと考えております。

また、様々な分野でデジタル化が進展する中、マイナンバーカードは本人確認が必要な、あらゆる公的・民間サービスに導入されていく予定であり、県内一の普及率の当町においては、早期に100%取得を目指してまいりたいと、そのように考えております。

あわせて、デジタル化やマイナンバーカードの利便性や恩恵が享受できるシステムや環境の整備を進めるとともに、デジタルの力で地域課題を解決し、日常生活での快適性はもとより、労働力不足が懸念される産業分野での活用も推進してまいりたいと思っております。

さらには、「脱炭素社会」の取組においては、他に先駆けて取り組んでいる先進地の一つとして、町民の皆さんがその恩恵を実感できる仕組みづくりに取り組むこととしております。

大きな変化・変革の流れの中にあっても、時期を逸することなく積極果敢に対応していくことで、町民の皆さんが安全・安心に暮らせ、幸せを実感できるよう、職員とともに全力を尽くし、町政運営に鋭意取り組んでまいります。

最後に、議員各位、並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます、令和5年度に臨む、私の施政方針とさせていただきます。

議長（高宮一明君）

町長の施政方針演述が終わりました。

ここで11時まで休憩します。

（休憩時刻 10時49分）

（再開時刻 11時00分）

議長（高宮一明君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第4、教育長教育行政方針演述を行います。教育長。

教育長（鹿崎良宏君）

本日、ここに令和5年葛巻町議会3月定例会議が開会されるに当たり、令和5年度教育行政方針について申し上げます。

依然として、新型コロナウイルス感染症が終息しない中、学校教育活動においては様々な感染防止対策を取り、各学校で工夫を凝らしながら取組を行ってきたところであります。そのような中、先般、国よりマスク着用に関する対応方針が示され、今後、国・県のガイドラインに沿った、場面に応じた各学校での対応が必要となってきます。また、国では、新型コロナの感染症法上の分類を見直し、季節性インフルエンザと同様の「5類」に移行され、ウィズコロナ時代の家庭・学校・職場など、あらゆる場面で個々の感染防止対策が求められていくものと思われま

す。このような中、教育委員会におきましては、予

測困難な時代の新たな転換期に対応し、子供たちの健康・安全を第一に様々な事業に取り組んでまいります。

また、このような状況において、議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の皆様方のご理解、ご協力の下、子供たちが健やかに成長しておりますことに深く感謝を申し上げます。

基本的な施策の方向及び主要施策の概要についてであります。

初めに、「子どもを安心して産み育てられる子育て支援」であります。

子育て環境の充実につきましては、少子化、核家族化の進展に伴い、家庭や地域で支え合う子育て環境の充実が求められております。

そのような中、子育て世帯の経済的負担軽減を目的とした、様々な支援事業を実施するとともに、子供を安心して産み育てられるよう、さらなる子育て環境の充実を図ってまいります。

また、老朽化が著しい保育園舎の計画的な改築整備を進めるとともに、葛巻保育園を核とした認定こども園としての一貫した経営による保育の充実を図り、時代の変化と多様な保育ニーズに対応しながら、就学前教育の充実や保育園と小学校との連携強化などの取組を中心に、主な事業といたしましては、先ほどの町長の施政方針と重複する内容を割愛いたしまして、音楽を通じた子供の豊かな情操の育成を図る《バイオリン学習》、《幼児教育アドバイザー》の指導・助言に基づく、保育士の資質向上と保育園経営の充実などを進め

てまいります。

次に、「学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成」であります。

学校教育の充実につきましては、ふるさと葛巻への思いや誇りを育むとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を総合的に兼ね備え、予測困難な時代に適応する、町が教育大綱に掲げる「活力ある葛巻を創造するたくましい子ども」を育む教育を推進してまいります。

次代を担う本町の子供たちが健やかに成長し、地域で活躍する郷土愛に満ちあふれた“ひと”づくりと、児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図るなど、子育てしやすい環境整備に努め、ICTを活用した情報活用能力の向上により「学習の基盤となる資質・能力」のさらなる充実と、学校運営や授業づくりの在り方に係る教職員の研修機会確保など教育環境の充実を図ってまいります。

また、小中学校ともに「社会に開かれた教育課程」の実現につながるコミュニティ・スクールの取組として「葛巻町ふるさとキャンパスプロジェクト」を推進し、令和の日本型学校教育の構築に向けた「主体的・対話的で深い学び」の授業実施などの取組を中心に、主な事業といたしましては、小中学生への「学用品費」や「クラブ活動費」「修学旅行費」の支給のほか、町内から葛巻高等学校へ進学する生徒への「新入学用品費」の支給など幅広く支援を行う《学び輝く“ひと”づくり支援事業》、ICTを活用した学習活動の充実に

特化した《学校教育アドバイザー》の継続配置、地域全体で“次代を担う人材育成”を目指す《葛巻町ふるさとキャンパスプロジェクト事業》などを進めてまいります。

高校支援につきましては、本町唯一の県立葛巻高等学校存続に向け、9年目を迎えた「くずまき山村留学制度」や町外入学生の受入れをさらに推進・充実させるなど、将来的な関係人口の創出・拡大を目指し、広く情報発信に努めてまいります。

また、葛巻高校の魅力ある学校づくりを支援し、葛巻町学習塾による学習レベルの向上などにより、大学進学等を見据えた確かな学力の定着などの取組を中心に、主な事業としましては、葛巻高校の魅力化づくりのための支援である《葛巻高校教育振興協議会補助金》、葛巻高校入学者への支援の《制服購入費助成》、葛巻高校への通学者支援の《スクールバス運行及び定期券の支給》、葛巻高校生の学習レベルの向上を図る《葛巻町学習塾の運営》などを進めてまいります。

生涯学習の充実につきましては、誰もが文化的で生きがいを持って心豊かな日常が過ごせるよう、町民ニーズを踏まえた学びの機会の提供と町民の自主的な学習への支援を行い、町民自身の自己実現に向けたサポートを図るとともに、学習の成果を社会貢献や地域課題の解決につなげ、まちづくりを担う人材の育成支援に努めてまいります。

また、新庁舎内に設置した町民の学びと交流、

図書室機能や文化創造活動の拠点スペースである「まき×まきホール」や「まなベース」などを活用したサービスの提供などの取組を中心に、主な事業としましては、生涯にわたり学ぶ機会と学習成果の発表の場を提供する《町民まなびい学園、生涯学習フェスティバルの開催》、年齢の節目の各時期に応じ、同世代の絆を深めるとともにまちづくりへの参画を促す《20歳・40歳・60歳のつどい》、図書サービスの充実と読書に親しむ機会を提供する《公民館図書の購入、読書のつどい・ブックフェスの開催》などを進めてまいります。

青少年教育につきましては、次代を担う青少年が様々な体験や学習ができる環境づくりに努めるとともに、学校・家庭・地域社会が連携して子供を育む体制づくりを推進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う地域学校協働活動推進員を各学校に引き続き配置し、町青少年育成ネットワークとの連携などの取組を中心に、主な事業としましては、地域住民が一体となり青少年を取り巻く環境について考える《子どもの未来を考える町民のつどい》などを進めてまいります。

文化の継承につきましては、自主的な文化活動や地区文化祭の開催などを支援するとともに、より優れた芸術文化に触れる機会の提供に努めるなど、文化交流の促進による交流人口の拡大につなげてまいります。

また、町内に残る歴史的文化財や伝統芸能など

を次の世代に確実に引き継ぐために、民俗資料などの適正な保存・管理に努めるとともに、郷土芸能の担い手の発掘と育成支援のほか、映像資料や書籍資料の記録保存などの取組を中心に、主な事業としましては、地域の文化や芸能に触れる機会を提供する《地区文化祭、郷土芸能発表会》、町民の自主的な文化・学習活動を支援するとともに交流を促進する《文化活動支援事業》、民俗資料館展示物の適切な保存と管理を図る《小田民俗資料館展示ケース設置》、町の文化財や遺跡などを紹介する《文化財地図の更新》などを進めてまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、スポーツは、個々の健康増進と体力向上を通じて日常生活に潤いや活力を与えるだけではなく、人と人あるいは地域と地域との交流を促進し、地域ぐるみの一体感と連帯感を醸成するものであり、地域コミュニティの形成に大きく寄与するものであります。

町民誰もが、生き生きとゆとりを持ってスポーツやレクリエーションに取り組むことができるよう、日常的にスポーツ活動に親しむ機会や環境の充実を図るとともに、競技スポーツではトップアスリートや専門指導者から直接指導が受けられる機会を通じ、人材の育成・確保と競技力の向上につなげてまいります。

また、大会の誘致・開催などを通じて、スポーツ教室や交流試合の開催など、合宿するチームとの交流機会を創出し、スポーツを通じた交流人口

や関係人口の拡大と地域経済の活性化につながるスポーツツーリズムなどの取組を中心に、主な事業としましては、スポーツ合宿や大会誘致に係る経費を助成する《スポーツツーリズム奨励事業》、スポーツ施設の延命化と利用環境の改善を図る《社会体育館長寿命化修繕工事》、施設の安全で安定した受電環境の整備を図る《総合運動公園高圧変電設備改修工事》、地域人材を活用した各中学校でのスポーツ指導の取組を推進する《地域運動部活動推進事業》などを進めてまいります。

以上、令和5年度における教育行政の推進に当たっての基本的な考え方と主要施策の概要について、ご説明を申し上げました。

本格的な人口減少社会の到来やデジタル化の進展、環境問題、ウィズコロナへの対応、持続可能な社会への対応など教育を取り巻く環境が大きく変化する中において、本町における課題を的確に捉え、適切な対応と改善を進めるとともに、教育を通じて子供たちの無限の可能性を大いに引き出し、さらには町民一人一人が、日々の生活に潤いと生きがいを感じていただけるよう努めてまいります。

ここに改めて教育の大切さに思いをいたし、葛巻の将来を担う人づくりのために全力を尽くしてまいりますので、一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政方針とさせていただきます。

議長（高宮一明君）

教育長教育行政方針演述を終わります。

次に、日程第5、報告第1号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分報告についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

総務課長（松浦利明君）

お疲れさまでございます。それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

議案集の1ページをお願いいたします。報告第1号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項及び葛巻町議会総合条例第9条第2号の規定により専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定により報告いたします。

2ページをお願いいたします。専決処分書でございます。和解及び損害賠償の相手方は、葛巻町葛巻に在住の方でございます。

和解の内容でございますが、過失割合を相手方90%、町10%とし、今後本件に関して異議を申し立てないとするもので、損害賠償の額は1万4,520円でございます。

損害賠償の原因ですが、令和4年9月12日、葛巻町第28地割小屋瀬地内の国道を岩手町方面に走行しておりました町のマイクロバスと、小屋瀬郵便局付近の丁字路を国道に出ようとした相手

方の軽自動車が出会い頭に衝突したものであります。

専決処分の日付は、令和5年2月15日であります。

報告は以上でございます。

議長（高宮一明君）

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。報告第1号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

報告第1号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第6、議案第1号、令和5年度葛巻町一般会計予算から日程第26、議案第21号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてまでの21議案を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。町長。

町長（鈴木重男君）

初めに、人事案件でございます。議案第21号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条

第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

氏名、丹内勉。

任期につきましては、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間とするものであります。

なお、委員の経歴書につきましては添付しておりますので、お目通しをいただきたくお願いを申し上げます。

議長（高宮一明君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

それでは、議案第1号からご説明申し上げます。

令和5年度一般会計予算書をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして、議案第1号、令和5年度葛巻町一般会計予算でございます。第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億4,397万1,000円とするもので、前年度比4億1,629万3,000円、5.5%の減となるものでございます。第2条、債務負担行為でございます。第2表でご説明申し上げます。第3条は、地方債でございます。第3表でご説明申し上げます。第4条は、一時借入金でございます。借入最高額を前年度と同額の8億円と設定するものでございます。

8ページをお願いいたします。第2表、債務負

担行為でございます。令和5年度中に葛巻町内の中小企業者が金融機関から融資を受けた資金に対しまして、上段は令和5年度から12年度まで利子補給するというもので、下段は令和5年度から12年度まで岩手県信用保証協会の保証料を全額補助するというもので、セットで支援するものでございます。

9ページをお願いいたします。第3表、地方債でございます。全20事業に対しまして、総額14億9,050万円の限度額を設定するものでございまして、利率は年9%以内、償還の方法は借入先の融資条件によるものでございます。

続きまして、歳入歳出の概要につきまして、議案資料でご説明申し上げます。議案資料の1ページをお願いいたします。初めに、歳入の主なものでございます。町税につきましては、町民税が前年度比358万6,000円、2.0%の増で、これは主に所得税の給与所得分が増加しているものであります。

固定資産税は、前年度比1,138万3,000円、3.4%の減で、これは主に償却資産のうち風力発電施設の分が減価償却により減少しているものであります。

地方交付税につきましては、普通交付税が前年度比1億2,000万円、3.7%の増を見込んでおりまして、これは基準財政需要額の増加が主な要因でございまして、個別算定経費のうち高齢者福祉に係る一般分野、マイナンバーカードに係る地域デジタル社会推進費等が増加しているものでござ

います。

国庫支出金につきましては、前年度比1億6,695万6,000円、32.6%の減で、これは主に地方創生臨時交付金の減のほか、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種に係る衛生費国庫負担金及び補助金の減によるものであります。

繰入金につきましては、前年度比1億2,159万5,000円、16.0%の減で、これは主に公共施設等整備基金繰入金の減によるものでございます。

町債につきましては、前年度比2億3,310万円、13.5%の減で、これは保育園舎建設事業や清掃センター長寿命化修繕事業などに係る過疎債の増があるものの、庁舎建設事業に係る公共施設等適正管理推進事業債と緊急防災・減災事業債などが全体を大きく引き下げているものであります。

次に、歳出の主なものでございますが、新規事業を中心に説明をさせていただきます。まず、総務費でございます。集会施設整備事業5,778万5,000円につきましては、冬部地区の3自治会が合併いたしましたので、冬部地区全体の施設という位置づけで、旧冬部小中学校校庭に新たに冬部自治会館を建設するものでございます。公共施設解体撤去工事3,500万円につきましては、堀ノ内地区の旧公団宿舎など老朽化が進む町有施設を解体撤去する費用でございます。公共施設等総合管理計画改定業務500万円につきましては、高度成長期に整備されました公共施設の老朽化が進んでいることから、今後の管理方針をまとめた公共施設等総合管理計画を策定するよう国から求

められているもので、平成 28 年度に策定した当該計画の改定に係る委託費でございます。総合窓口システム及びタッチ申請導入業務 373 万 2,000 円につきましては、マイナンバーカード等を利用して役場で発行する証明書等の申請用紙を自動発行するタッチパネル式のシステムを導入するための委託費でございます。そのほか脱炭素先行地域計画策定業務、ふるさと納税返礼品魅力化支援業務、結婚新生活支援事業、起業・事業継承支援事業、2 ページをお願いいたします、地域おこし協力隊インターン業務、おためし地域おこし協力隊業務、おためし居住体験事業などが新規事業となっております。

次に、民生費でございます。保育園新園舎建設事業 1 億 988 万円でございますが、老朽化した五日市保育園を五日市小学校の校庭に新たに整備するものでございます。在宅子育て支援金 360 万円につきましては、零歳から 3 歳未満の子供を在宅で育児する保護者を支援するものでございまして、主に育児により無給になった方を対象に月額 5 万円を支給するものでございます。そのほか葛巻保育園床修繕事業が新規事業となっております。また、ここには記載してございませんけども、保育園の関係では保育料の無償化を実施しております。これまで町では 2 歳以下の住民税課税世帯の第 1 子のみ保育料を徴収しておりますが、5 年度の予算ではこれを徴収しないこととし、歳入の保育所運営負担金を前年度比 328 万 5,000 円減額しているものでございます。

次に、衛生費でございます。清掃センター長寿命化修繕事業 4 億 9,500 万円につきましては、令和 14 年度に盛岡広域環境組合のごみ焼却施設が完成するまでの間、現在の清掃センターを維持するために大規模改修工事を行うものであります。最終処分場かさ上げ設計等業務 700 万円につきましては、最終処分場の延命化を図るため、かさ上げ工事に係る設計業務委託料でございます。出産応援ギフト事業 250 万円につきましては、国が新たに創設した出産・子育て応援交付金に対応するものでございまして、妊娠時に 5 万円、出産時に 5 万円をそれぞれ扶助するもので、その財源は国 3 分の 2、県 6 分の 1、町 6 分の 1 となるものでございます。

次に、農林水産業費でございます。堆肥舎寿命化修繕事業費補助 2,500 万円につきましては、平成 19 年に整備いたしました葛巻町畜産開発公社の堆肥舎の屋根張り替え工事にかかる費用の一部を助成するものでございます。七滝山村公園内歩道等改修工事 1,870 万円でございますが、昨年 7 月の大雨災害により損壊した歩道や木橋等の改修工事を行うものでございます。そのほか地区センター長寿命化修繕工事、山ぶどう栽培振興事業などが新規事業となっております。

次に、商工費でございます。くずま〜る周辺環境整備計画検討業務 350 万円につきましては、役場新庁舎 2 期工事完成後におけるくずま〜る周辺の観光、まちなか活性化拠点としての在り方を調査検討する委託業務であります。

次に、土木費でございます。道路改良町道下町田子線 3,700 万円でございますが、葛巻病院の役場側からくずま～の北側を通過して町道茶屋場田子線に至る町道下町田子線につきまして、道路改良整備を行うための詳細設計業務でございます。排水路整備設計業務 900 万円につきましては、河川災害防止対策として排水路整備概略設計業務を元木地区と城内小路地区 2 か所で実施するものでございます。そのほか除雪機械購入事業、道路改良町道野場川原線、同じく道路改良町道役場線などが新規事業になっております。

次に、教育費でございます。社会体育館長寿命化修繕工事 4,100 万円につきましては、社会体育館の屋根の張り替え工事を行うものでございます。学び輝く“ひと”づくり支援事業（学校給食費無償化）1,149 万 2,000 円につきましては、町内の小中学生の給食費を無償化するための扶助費でございます。そのほか総合運動公園高圧変電設備改修工事、昇降消毒保管機更新、高校スクールバス更新、3 ページをお願いいたします、放送設備改修事業などが新規事業になっております。

次に、拡充事業についてご説明申し上げます。総務費自治会活動交付金につきましては、FIT 終了による売電収入の減額分や光熱水費の高騰分について助成するため、300 万円を増額いたしまして 2,200 万円とするものでございます。同じく総務費、定住対策住宅取得支援事業につきましては、これまで住宅を取得する場合、1 件当たりの補助の上限を 100 万円としておりましたが、町

内業者が施工した場合については 100 万円上乗せいたしまして 200 万円とするもので、全体で 500 万円増額いたしまして 1,000 万円とするものでございます。

農林水産業費、草地更新事業につきましては、飼料価格の高騰対策として、価格に左右されない持続可能な粗飼料生産基盤を強化するため、草地更新の補助単価の上限を 10 万円から 21 万 6,000 円に、それから補助率を 2 分の 1 から 5 分の 4 にそれぞれ引き上げまして、実施面積を 100 ヘクタールとしまして、全体で 2,000 万円増額いたしまして 2,160 万円とするものでございます。

次に、商工費、快適な住まいづくり応援事業につきましては、これまでリフォームをする場合、1 件当たりの補助率を 5 分の 1、補助金の上限を 15 万円としておりましたが、補助率を 3 分の 1、補助金の上限を 50 万円に引き上げるもので、全体で 600 万円増額いたしまして 1,000 万円とするものでございます。

次に、教育費、地域運動部活動推進事業につきましては、町スポーツ協会に委託しております中学校の運動部活動の指導について、遠征時の指導者の旅費やスポーツ施設の利用料等を上乗せするもので、60 万 5,000 円増額いたしまして 647 万 8,000 円とするものでございます。

次に、継続事業についてご説明申し上げます。大きいのは、総務費、庁舎等建設事業でございます。5 億 2,741 万円となっております。

5 ページをお願いいたします。最後に公債費で

ございますが、任意繰上償還金 1 億 5,850 万 7,000 円、これにつきましては臨時財政対策債の繰上償還でございます、その財源は町の町債減債基金からの繰入金を見込んでいるものでございます。

議案第 1 号は以上でございます。

次に、議案第 2 号をご説明申し上げます。国保会計の予算書をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。議案第 2 号、令和 5 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 4,836 万円と定めるものでございまして、前年度比 287 万 9,000 円、0.3%の増となっております。第 2 条、一時借入金の限度額を 1 億円とするものでございます。

8 ページをお願いいたします。歳入の主なものでございますが、1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税でございますが、前年度比 999 万 9,000 円の減で 1 億 4,019 万 9,000 円でございます。

9 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は、療養給付費の支払いに充てるための財源として県から交付されるものでございますけども、前年度比 600 万 4,000 円の増で 5 億 8,951 万 9,000 円となっております。

10 ページをお願いいたします。6 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金、前年度比 850 万円増の 2,200 万円となっております。

14 ページをお願いいたします。歳出の主なものでございますが、2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、被保険者の受診に係る医療機関の支払

いの分でございますが、前年度比 648 万 3,000 円増の 4 億 8,796 万 9,000 円でございます。

17 ページをお願いいたします。3 款 1 項から 3 款 3 項までの国民健康保険事業納付金、被保険者からの保険税と繰入金とを合わせて県に納付するものでございますが、全体で前年度比 246 万 9,000 円減の 2 億 2,316 万 5,000 円でございます。

議案第 2 号は以上でございます。

次に、議案第 3 号をご説明申し上げます。農集排の会計、予算書をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。議案第 3 号、令和 5 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 4,136 万 5,000 円と定めるものでございまして、前年度比 1,742 万 9,000 円、7.2%の増となっております。第 2 条は、債務負担行為でございます。第 2 表でご説明申し上げます。第 3 条は、地方債でご説明申し上げます。第 3 表でご説明申し上げます。第 4 条、一時借入金の最高額を 1 億円と定めるものでございます。

5 ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。農業集落排水事業及び町整備型浄化槽整備事業により排水設備を設置しようとする者が金融機関から排水設備整備資金の融資を受けた場合、年率 1.8%の利子補給を行うとともに、返済されなかった場合の元金及び利子を全額損失補償するというものでございまして、期間は令和 5 年度から 14 年度までとするものでございます。

6ページをお願いいたします。地方債でございます。全3事業に対しまして、総額6,840万円の限度額を設定するものでございまして、年率は、利率は年9%以内、償還の方法は借入先の融資条件によるものでございます。

9ページをお願いいたします。歳入の主なものでございますが、2款1項使用料でございますが、農業集落排水施設、町整備型浄化槽、合わせまして前年度比175万3,000円の増の4,139万1,000円でございます。

11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費のうち12節の委託料でございますけども、公営企業会計移行支援業務1,716万7,000円につきましては、令和6年度からの公営企業会計への移行に向けまして固定資産の調査及び評価等の業務のほか、財務会計システムの導入、例規集の整備などを行うための委託料でございます。

13ページをお願いいたします。3款1項1目町整備型浄化槽の建設費のうち14節工事請負費でございますが、7人槽を30基、4,200万円見込んでいるものでございます。

議案第3号は以上でございます。

次に、議案第4号をご説明申し上げます。後期高齢会計の予算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。議案第4号、令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,803万7,000円と定めるところでございまして、前年度比72万1,000円、0.8%の増となっております。

ます。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款1項1目特別徴収保険料でございますが、前年度比43万5,000円増の4,142万9,000円、同じく2目普通徴収保険料14万8,000円減の1,074万9,000円でございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございますが、後期高齢者医療広域連合への納付金でございますが、前年度比47万9,000円増の8,396万6,000円となるものでございます。

議案第4号は以上でございます。

次に、議案第7号をご説明申し上げます。一般会計補正予算書をお願いいたします。議案第7号、令和4年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)でございます。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ530万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ94億7,773万5,000円とするものでございます。第2条は、繰越明許費でございます。第2表でご説明申し上げます。第3条は、債務負担行為でございます。第3表でご説明申し上げます。第4条は、地方債の補正でございます。第4表でご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費につきましては、令和5年度に繰越しして使用できる経費を定めるものでございまして、記載の11事業、金額の合計は8億2,774万2,000円でございます。

8ページをお願いいたします。第3表、債務負

担行為の補正は2件でございます。1件目は、新たに追加するものでございまして、葛巻町森林組合の事業運転資金に係る損失補償でございます。森林組合が令和6年3月31日までに金融機関から借入れする短期資金につきまして、返済されなかった場合に補償するもので、限度額は1億円でございます。2件目は、期間と限度額を変更するものでございます。庁舎等建設事業につきまして、期間を令和6年度までに延長するとともに限度額を11億3,516万円に変更するものでございます。

9ページをお願いいたします。第4表、地方債の補正でございます。まちづくり推進事業から災害復旧事業まで8事業につきまして、事業費が確定したことによりまして起債の限度額を変更するものでございます。今回の変更によりまして、限度額が5,320万円増額となりまして、起債の総額は21億5,955万3,000円となるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。18ページをお願いいたします。歳出からご説明申し上げます。2款1項6目、企画管理経費、特定地域づくり事業費587万9,000円の減でございますが、実績により減額するものでございます。

24ページをお願いいたします。3款1項6目、老人福祉センター管理経費837万4,000円の減でございますが、老人福祉センターを廃止いたしまして、新たに葛巻町高齢者福祉センターの管理運

営を社会福祉協議会に指定管理で委託したところでございまして、委託費の実績による減のほか、備品購入費の入札減によるものでございます。

27ページをお願いいたします。4款1項2目予防費のうち新型コロナウイルス感染症予防事業費1,127万2,000円の増でございますが、これは令和3年度に実施いたしましたワクチン接種の経費でございますが、これが実績により国への返還が生じたものでございます。

32ページをお願いいたします。6款1項5目畜産業費、畜産振興総合対策事業のうち育成牛預託事業資材価格等高騰対策事業費830万円の増につきましては、育成牛預託事業を実施しております畜産開発公社に対しまして、畜産生産資材の価格高騰対策として助成するものでございます。

35ページをお願いいたします。8款2項2目道路維持費のうち道路除雪経費でございますが、12月から1月までの降雪が例年より多かったことを踏まえ、1,540万円増額するものでございます。

43ページをお願いいたします。11款1項1目、同じく3目、それから11款2項1目、災害復旧費につきましては、昨年8月の大雨災害に係る応急対策として、応急対策経費といたしまして機械器具の借上料を予算措置していたものでございますが、実績により減額するものでございます。

12ページに戻っていただきたいと思っております。歳入についてご説明申し上げます。10款1項1目地方交付税のうち普通交付税でございますが、

5,138万6,000円増額いたしまして、トータルで33億9,579万円とするものでございます。増額の主な要因でございますが、物価高克服や経済再生実現のための対策として、算定項目に臨時経済対策費が創設されたことによるものであります。

次に、14款国庫支出金及び15款県支出金は、歳出の減額に伴って調整するものが主なところでございます。

15ページをお願いいたします。18款1項1目財政調整基金繰入金8,230万円の減でございますが、昨年8月の大雨災害に係る災害復旧事業費の財源として繰入れを予定していたものでございますけれども、事業費が減額になったことや財源に起債を充当できることになったことに伴いまして繰入額を減額するものでございます。

以上、歳入歳出の主な増減を説明させていただきましたが、歳入歳出を取りまとめた段階で歳入が歳出を超過いたしましたので、最終的には、歳出でございますね、20ページをお願いいたします、2款1項10目町債減債基金積立金5,005万3,000円、それから43ページ、予備費4,356万2,000円で調整させていただいたところでございます。

議案第7号は以上でございます。

次に、議案第8号をご説明申し上げます。国保会計補正予算書をお願いいたします。議案第8号、令和4年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ416万円減額いたしまして、それぞれ8億5,515万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の主なものでございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は868万8,000円減で1億4,151万円となるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出の主なものでございますが、10款1項1目予備費でございます。1,042万3,000円の減額で56万1,000円となるものでございます。

議案8号は以上でございます。

次に、予算、議案第9号をご説明申し上げます。農集排会計補正予算書をお願いいたします。議案第9号、令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。総額をそれぞれ1,439万2,000円減額いたしまして、それぞれ2億1,479万2,000円とするものでございます。第2条は、地方債の補正でございます。第2表をご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。地方債の補正でございますけれども、公共浄化槽等整備推進事業の限度額を560万円減額いたしまして2,180万円とするものでございます。

7ページ、8ページの歳入歳出事項別明細書でございますが、事業費の確定による減額が主なものでございます。

議案第9号は以上でございます。

次に、議案第 10 号をご説明申し上げます。後期高齢者会計補正予算書をお願いいたします。議案第 10 号、令和 4 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。第 1 条、歳入歳出予算の補正でございますが、総額をそれぞれ 400 万円追加いたしまして、それぞれ 9,131 万 6,000 円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入でございますが、前年度、令和 3 年度からの純繰越金 400 万円増額するものでございます。

7 ページ、歳出でございますが、予備費を 400 万円増額するものでございます。

議案第 10 号は以上でございます。

次に、議案第 11 号、13 号、16 号、17 号、4 議案につきまして、職員の定年延長に係るもので関連がございますので、一括でご説明申し上げます。議案資料の 9 ページをお願いいたします。改正、制定の趣旨でございますけれども、令和 3 年 6 月に公布されました国家公務員法の一部改正によりまして、令和 5 年 4 月 1 日から国家公務員の定年が 65 歳に引き上げられ、これに準じて地方公務員の定年も 65 歳に引き上げられるよう、地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことを受けまして関係条例を整備しようとするものでございます。

改正、制定の条例名でございますが、議案第 11 号になりますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例によりまして、ここにあります職員の懲戒の手続き

及び効果に関する条例から水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例までの 8 条例を改正するとともに、職員の再任用に関する条例を廃止しようとするものでございます。

それから、議案第 13 号になるわけですが、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、この議案第 11 号には含めず単独で改正しようとするものであります。

それから、議案第 16 号になりますが、職員の高齢者部分休業に関する条例及び議案第 17 号、職員の降給に関する条例、この 2 つは新たに制定しようとするものでございます。

次に、改正、制定の概要でございます。（１）、定年退職年齢の引上げ、事前意思確認等でありませんが、現在 60 歳である定年退職年齢を令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ引き上げまして、最終的には令和 13 年度から 65 歳とするものであります。

（２）番、再任用制度の廃止と暫定再任用の特例であります。退職年齢の引上げに伴いまして現行の再任用制度を廃止するとともに、13 年度末までの間、暫定再任用の特例措置を附則で規定するものであります。

それから、（３）、60 歳以上の給与の引下げ、再任用職員の給与であります。60 歳到達年度の翌年度の給与につきましては 60 歳時の 7 割とするものでございます。

議案資料 10 ページをお願いいたします。役職定年制の導入であります。60 歳到達年度に管理職であった者、いわゆる課長職等であった者につ

きましては、翌年度以降は管理職以外の職に降任または転任するものであります。

(7)、定年前再任用短時間勤務職員の導入であります。60歳到達年度以降、定年退職前に退職した職員につきまして、短時間勤務の職に再任用することができる制度を創設するものでございます。

それから、高齢者部分休業の導入であります。高年齢として条例で定める年齢に達した職員が定年退職するまでの期間に勤務時間を短縮する部分休業を取得できる制度を創設するものであります。

それでは、議案集をお願いします。3ページをお願いいたします。議案第11号でございますが、主に文言の整理、定年延長制度導入に係る経過措置等の追加でございます。第1条は、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正であります。第2条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

11ページをお願いいたします。第3条は、葛巻町職員定数条例の一部改正であります。

12ページをお願いいたします。第4条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

13ページ、第5条でございますが、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正であります。

15ページでございますが、第6条、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。

16ページ、第7条は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正であります。

17ページ、第8条は葛巻町水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。第9条は職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

附則でございますが、令和5年4月1日から施行するものであります。

議案11号は以上でございます。

次に、議案第13号でございます。議案集の21ページをお願いいたします。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例であります。第3条、職員の定年年齢を65歳とするものでございます。

23ページ以降になります。23ページ、この第6条以降につきましては、新たに導入する制度を規定するものでございます。

それから、26ページ、附則でございますが、定年に関する経過措置を規定するものでございまして、27ページをお願いいたします。この表にもあるんですけども、段階的に65歳に引き上げるものでございまして、13年度から65歳になるものでございます。

議案第13号は以上でございます。

次に、議案16号をご説明申し上げます。41ページをお願いいたします。議案第16号、職員の高齢者部分休業に関する条例でございます。高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとして、職員の定年延長に合わせて新

たに制定するものでございまして、第2条第1項、高齢者部分休業の内容でございますが、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲で、5分を単位として休業できるとするものでございます。

同じく第2条第2項では、地方公務員法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢、これを55歳と規定するものでございます。

議案第16号は以上でございます。

次に、議案17号をご説明申し上げます。43ページをお願いいたします。議案第17号、職員の降給に関する条例でございます。職員の定年延長に伴いまして、役職定年制を導入するに当たり、職員の意に反する降給について必要な事項を定めるものでございます。

第2条、降給の種類でございますが、降格、降号、地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給、すなわち役職定年に係る降給とするものでございます。

議案第17号は以上でございます。

定年延長に係る分は以上でございまして、次に議案第12号をご説明申し上げます。議案集の20ページをお願いいたします。議案第12号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますが、今般国の社会保障審議会（医療保険部会）におきまして、出産一時金の額は令和5年4月から全国一律50万円に引き上げるべきとされたことに基づいて、出産一時

金の支給を定める健康保険法施行令等の改正が行われましたので、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

改正部分でございますが、第5条、出産一時金の額について、現行の40万8,000円から48万8,000円に引き上げるものでございます。条文の後段で規定する3万円を上限とする加算額は、産科医療補償制度の掛金1万2,000円と定められておりますので、実際の支給額は現行の42万円から50万円に引き上げられるものでございます。

附則でございますが、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第12号は以上でございます。

続きまして、議案第14号、15号でございます。こちらは、議案資料のほうをお願いいたします。議案資料の11ページをお願いいたします。議案第14号、個人情報の保護に関する法律施行条例、議案第15号、情報公開及び個人情報保護審議会条例でございますが、関連がございますので、一括でご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、国においてデジタル社会の形成を図るための関係法令が整備されてきて、これまで国、民間、地方公共団体などがそれぞれの法律や条例で個別にルールを定めておりましたが、全国的な共通ルールを規定する新たな個人情報保護法が制定されたところでありまして、これを受けまして平成16年に施行されました町の個人情報保護条例を廃止するとともに、新たな個人情報保護法において地方自治体が

条例で規定すべきとされている事項について、新たに個人情報保護に関する法律施行条例として定めるものであります。

同じく平成 16 年に施行されました情報公開及び個人情報保護審査会条例は、町で制定いたしました個人情報保護条例に基づいて開示請求に係る不服申立てがあった際に、その採決に当たり諮問する機関として情報公開及び個人情報保護審査会を定めるものでありましたが、新法に基づいた新たな制度化においては、諮問に係る根拠法令等が変わりましたので、これまでの条例を廃止いたしましたして、新たに情報公開及び個人情報保護審査会条例を設定しようとするものであります。

資料の中段になりますけれども、議案第 14 号、個人情報の保護に関する法律施行条例については、第 3 条、開示請求に係る手数料と第 4 条、審査会への諮問などが主な内容となっております。議案第 15 号の情報公開及び個人情報保護審査会条例におきましては、審査会の趣旨、設置、定義、審査会の審議事項や罰則等を定める内容となっております。

施行日でございますが、令和 5 年 4 月 1 日とするものでございます。

議案第 14 号、第 15 号は以上でございます。

続きまして、議案第 18 号をご説明申し上げます。議案集 45 ページをお願いいたします。議案第 18 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、指定

管理者の指定に関し、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は江刈馬淵自治会館、指定管理者となる団体は江刈馬淵自治会でございます。指定管理の期間は、通常は 5 年でございますが、ほかの施設と合わせるために令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、3 か年とするものでございます。

議案第 18 号は以上でございます。

次に、議案第 19 号をご説明申し上げます。議案集の 46 ページをお願いいたします。議案第 19 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてであります。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

47 ページをお願いいたします。変更の内容でございますが、西部辺地における農林漁業経営近代化施設の整備計画の変更でございまして、具体的には畜産開発公社の堆肥処理施設の改修計画を追加しようとするものでございます。

議案第 19 号は以上でございます。

次に、議案第 20 号をご説明申し上げます。議案集の 48 ページをお願いいたします。議案第 20 号、岩手県市町村総合事務局組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについてであります。地方自治法第 286 条第 1 項の規定によりまして、一部事務組合は組織する地方公

共同体の数の変更、処理する事務の変更、組合規約の変更については、関係地方公共団体と協議することとされておりまして、その場合、同法第290条の規定によりまして、関係地方公共団体はそれぞれの議会の議決を経なければならないとされておりまして、

今回の一部事務組合であります岩手県市町村総合事務組合に係るものでございまして、今回は解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を脱退させること、先般2月1日、新たに設立されました盛岡広域環境組合を加入させ、同組合の議会の議員その他非常勤職員に係る災害補償に係る事務を共同処理させること、これらの変更に伴いまして、同組合の規約の一部を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（高宮一明君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

お疲れさまでございます。議案第5号、令和5年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1ページを御覧ください。第2条、業務の予定量ですが、病床数を一般病床42床、介護療養病床を18床とし、年間の患者数は一般病床を1万

1,712人、1日平均32人、介護療養病床を1,830人、1日平均5人、外来患者を2万9,280人、1日平均122人と見込んでおります。

次に、第3条、収益的収入及び支出ですが、収入の第1款病院事業収益を10億9,103万9,000円、前年度比2,100万円の減とし、支出については第1款病院事業費用を11億9,071万8,000円、前年度比4,215万5,000円の増とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入を8,366万円、支出につきましては第1款資本的支出を1億4,091万8,000円とするものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,725万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

次に、第5条、企業債ですが、その目的、限度額などを定めたものでございまして、医療器械整備事業として2,600万円を計上しております。

続いて、3ページの第6条、一時借入金については、限度額を1億円とするものでございます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費、交際費をそれぞれ計上しております。

第8条、たな卸資産購入限度額は1億7,008万円と定めるものでございます。

次に、第9条の重要な資産の取得につきましては、その他備品といたしまして、入院患者等の栄

養管理を行う給食システムの更新を予定しております。

次に、4ページ、5ページをお願いします。収益的収入及び支出の主な点についてご説明申し上げます。初めに収入ですが、1款1項3目その他医業収益についてですが、7,768万円とし、前年度比715万7,000円の減としております。減収の主な要因は、新型コロナウイルスワクチンの予防接種委託料の減というものでございます。

次に、5ページの下段になりますが、2項医業外収益です。前年度と比較しまして2,323万6,000円減の3億40万6,000円としております。減収となる主な要因ですが、医療機器等に伴う減価償却費の減によりまして、6ページの5目長期前受金戻入の額が前年度と比較しまして2,151万5,000円減となることによるものでございます。

3項特別利益の一般会計補助金につきましては、今年度と同額の7,500万円としております。

次に、8ページをお願いいたします。支出の1款1項医業費用につきましては11億7,844万2,000円、前年度比4103万7,000円の増としております。支出増の要因は、1目給与費と9ページ下段の3目経費の増によるものでございます。

続いて、14ページ、15ページをお願いいたします。2項医業外費用につきましては1,227万3,000円としております。企業債利息820万5,000円、21件分のほか、消費税306万5,000円を計上しております。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。16ページの収入につきましては、1款1項1目建設企業債に医療器械整備事業といたしまして2,600万円、4項1目県補助金に国保調整交付金240万円を計上しております。これは、17ページ、支出の1款1項2目医療器械器具に計上しております上部消化管汎用ビデオスコープ等の整備に充てるものでございます。

次に、18ページ、19ページの予定キャッシュフロー計算書を御覧ください。給与費や経費等の支出増によりまして、当期純利益は9,967万9,000円の損失見通しとなっております。これに伴いまして、19ページ下から3行目でございますが、資金増加額はマイナス8,367万2,000円となりまして、最終的な資金期末残高は6億8,560万1,000円に減少する見込みでございます。収支改善に向け、5年度は病院経営強化プランの策定と併せまして当院が現在運営しております介護療養病床の転換を含めまして病床再編を検討して、経営強化に努めてまいりたいと存じます。

20ページ以降の貸借対照表、損益計算書等につきましては、お目通しいたきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わりますが、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お疲れさまでございます。議案第6号、令和5年度葛巻町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

水道事業会計予算書をお願いいたします。1ページをお開き願います。第2条、業務の予定量についてご説明申し上げます。給水戸数でございますが、2,596戸、現在の水道普及率は94.3%となっております。年間総配水量は89万9,087立方メートル、1日平均配水量は2,463立方メートルでございます。主要な建設改良事業ですが、馬淵川（北部）地区水道施設整備事業2,550万円を計上するものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額についてご説明申し上げます。収入、第1款水道事業収益1億6,334万5,000円、前年度比で179万7,000円の減とし、支出の水道事業費用は2億56万2,000円、前年度比で572万4,000円の増とするものでございます。

2ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額についてご説明申し上げます。収入、第1款資本的収入9,500万8,000円、前年度比で2,157万4,000円の増とし、支出、第1款資本的支出1億5,456万4,000円、前年度比で1,411万3,000円の増とするものでございます。

なお、詳細につきましては、内訳表でご説明いたします。

また、資本的収入額から資本的支出額に対し不足する額5,955万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

次に、第5条、企業債についてご説明申し上げます。企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございますが、限度額を1,990万円と定めるものでございます。

第6条、一時借入金の限度額は2億円と定めるものでございます。

3ページをお開き願います。第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費2,670万4,000円とするものでございます。

第8条、他会計からの補助金でございますが、水道事業の運営に充てるため、一般会計から695万2,000円の補助を受けるものでございます。

第9条、たな卸資産の購入限度額は525万円と定めるものでございます。

4ページをお開き願います。収益的収入及び支出について、主な点をご説明申し上げます。収入でございますが、1款1項1目給水収益は1億1,681万4,000円の水道料金を見込んでいるものでございます。

1款2項営業外収益でございますが、他会計補助金長期前受金戻入などを計上するものでございます。

6ページをお開き願います。支出でございますが、1款1項1目原水浄水配水給水費でございま

すが、報酬、委託料、修繕費、動力費、工事請負費などを計上するものでございます。

7ページをお開き願います。1款1項2目総係費でございますが、給料、職員手当等、報酬、委託料、賃借料などを計上するものでございます。

9ページをお開き願います。1款1項3目減価償却費でございますが、各水道施設の減価償却費、合わせて1億299万6,000円を計上するものでございます。

10ページをお開き願います。1款2項営業外費用でございますが、支払利息1,167万6,000円、消費税322万8,000円をそれぞれ計上するものでございます。

12ページをお開き願います。次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。収入でございますが、1款1項1目企業債1,990万円を計上するものでございます。

1款2項1目出資金6,635万8,000円は、企業債償還元金分となるものでございます。

1款3項1目国庫補助金850万円は、馬渕川(北部)地区水道施設整備事業に係る水道施設耐震化等推進事業費補助金を計上するものでございます。

13ページをお開き願います。支出についてご説明申し上げます。1款1項1目配水施設費でございますが、委託料として馬渕川(北部)地区水道施設整備事業詳細設計業務、水源水質保全対策検討業務、合わせて2,930万円を計上するものでございます。

1款1項2目営業設備費は、水道メーター購入520万円を計上するものでございます。

1款1項3目資産購入費は、公営企業会計システム更新費、防災用組立て式給水タンク購入費、合わせて380万7,000円を備品購入費として計上するものでございます。

1款2項1目企業債償還金でございますが、企業債償還元金1億1,620万7,000円を計上するものでございます。

14ページをお開き願います。次に、予定キャッシュフロー計算書についてご説明申し上げます。一番上段でございますが、当期純利益が3,982万8,000円の損失という見通しでございます。

15ページの下から3行目の資金増加額につきましても2,787万3,000円の減と見込んでおりまして、令和5年度資金期末残高は1億1,516万3,000円の予定でございます。

16ページ以降、予定貸借対照表、予定損益計算書以降につきましては、お目通しをいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（高宮一明君）

これで提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第21号までの21議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。ただいま輝くふるさと常任委員会に付託しました 21 議案について、今会議中に審査を終え、3月14日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第21号までの21議案については、3月14日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

次に、日程第27、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。岩手県後期高齢者医療広域連合規約第8条で、広域連合議員は関係市町村の長及び議会の議員のうちから各関係市町村の議会において1人を選挙すると規定されております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しまし

た。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に姉帯春治君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました姉帯春治君を岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました姉帯春治君が岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました姉帯春治君が議場におられますので、葛巻町議会総合条例第40条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人から承諾の挨拶をお願いします。

9番(姉帯春治君)

まず、頑張って務めてまいりますので、よろしくをお願いします。

議長(高宮一明君)

次に、日程第28、盛岡広域環境組合議会議員の選挙を行います。

盛岡広域環境組合規約第5条で、組合議員は関係市町村の議会の議員のうちから選挙し、葛巻町においては2人を選挙すると規定されております。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118

条第2項の規定により指名推選としたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うこと
に決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名する
こととしたいと思います。これにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しまし
た。

盛岡広域環境組合議会議員に鈴木満君、山崎邦
廣君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しま
した鈴木満君、山崎邦廣君を盛岡広域環境組合議
会議員の当選人と定めることにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました鈴木満君、
山崎邦廣君が盛岡広域環境組合議会議員に当選
されました。

ただいま当選されました2名が議場におられ
ます。葛巻町議会総合条例第40条第2項の規定
により当選の告知をします。

当選人から承諾の挨拶をお願いします。

初めに、鈴木満君。

6番(鈴木満君)

ただいまは、議長推薦ということで指名を受け
ました。山崎議員と一緒に、この広域環境
組合議会議員として頑張ってまいりたいと思
います。どうぞよろしく願いいたします。

議長(高宮一明君)

次に、山崎邦廣君。

4番(山崎邦廣君)

ただいまは、当然の告知をいただきました。組
合の事業の円滑に努めてまいりたいと思
います。よろしく願いいたします。

議長(高宮一明君)

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託し
ました議案第7号から議案第21号までの15議案
の審査については3月7日に行い、議案第1号か
ら議案第6号までの6議案の審査については3
月10日に行いますので、ご承知願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(散会時刻 12時38分)

以上、会議の次第は書記の記載したものである
が、その内容が正確なことを認め、ここに署名する。